

子ども食堂等運営者の皆さまへ

～令和8年度子ども輝く未来基金事業をご活用ください～

大阪府では、子どもの貧困解消に向けた対策を社会全体で進めるという認識を多くの方々と共有するとともに、寄附金等による支援をいただく方々の善意の受け皿として、平成30年3月に「子ども輝く未来基金」を創設し、寄附金を活用した様々な支援を行っています。

このたび、令和8年度の子どもの体験活動に関する支援を希望する子ども食堂等(※)を次のとおり募集します。

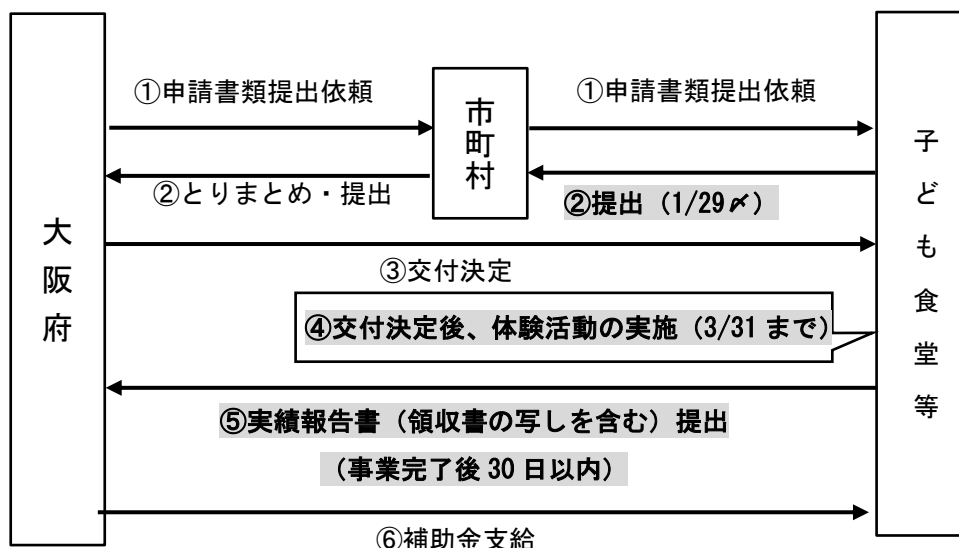
(※)子ども食堂等とは、地域の子どもの対象に大阪府内において居場所を提供して見守りを行い、必要に応じて食事の提供や支援機関につなぐ取組を無償又は低額な料金で実施する場所を指します。

子どもの体験に関する事業	
概要	子どもが心身ともに健やかに成長・発達するよう支援するため、子ども食堂等を利用する子どもが、各種体験活動(※1)に参加する場合にかかる旅費、入場料、宿泊費用、保険料を支給します。(活動に引率する大人分(※2)も支給します。) (※1)各種体験活動 …文化芸術活動(スポーツ観戦や音楽鑑賞など)、自然・スポーツ活動(キャンプなど)、科学体験等の活動。※遊園地は対象外 (※2)補助の対象となる大人の人数の上限について ●保護者：1世帯につき1人まで ●子ども食堂運営者・その他(ボランティア等)： 子どもの参加人数の3割(小数第一位を四捨五入)まで とします。
要件	- 子ども食堂等の開催頻度が月1回以上であること(申請日前2か月間において開催実績があること) - 子ども食堂等1回あたりの開催時間が2時間以上であること(準備時間等も含む) - 子ども食堂等開催時間中において、子どもと接することができるスタッフが2名以上いること - 子どもが参加するにあたり、それぞれの保護者の同意を得ていること - 子どもが参加するにあたり、その安全が確保されるよう、大人の引率者が同行すること

補助対象 経費	支給額には、限度額があります。限度額を超える分については、支給できませんのでご注意ください。 (限度額：下表の金額×参加人数)			
	※子ども食堂等 1 団体あたり申請できる事業は 2 事業（2 回の体験活動）までです。			
	→より多くの団体に本事業を活用していただくため、2 事業目の申請は、1 事業目を実施し、本府への実績報告書の提出を確認できてからの受付とさせていただきます。			
		一人当たりの 交通費（往復分）	一人当たりの 保険料	一人当たりの 入場料等（宿泊費含む）
	大人及び中学生 以上の子ども	2,000 円	300 円	4,500 円
	小学生以下の 子ども	1,000 円	300 円	4,000 円
交付決定後から令和9年3月31日までの間に事業の実施をしたもののみが対象となりますので、ご注意ください。				
交 付 申 請 期限	令和9年1月29日（金）			
	◆受付期間：随時受付（子ども食堂等が所在する各市町村窓口にて、下欄＜交付申請時＞の提出書類をご提出ください。）ただし、受付期間は以下の通りとします。			
	◆体験事業実施の1か月前までに子ども食堂等が所在する「各市町村窓口」に必着			
	※申請受付後、大阪府において交付決定を行い、申請者に通知します。			
	また、大阪府において申請内容の確認に一定の期間をいただいております。申請にあたっては前もって各市町村窓口にて提出時期をご相談いただき、体験実施日までに余裕をもってのご提出をお願いします。			
	※交付決定は、申請書類に不備がある場合を除き、大阪府への申請書類の到着順に随時行います。			
	※交付決定前に支払いや体験事業を行った場合は、補助の対象となりません。			
	・予算（8,992 千円）がなくなり次第、受付を終了します。			

提出書類	＜交付申請時＞【子ども食堂等から<u>子ども食堂等所在地の市町村</u>へ】 ・様式1 交付申請書 ・様式2-1 事業計画書・参考別紙1・参考別紙2 <u>※参考別紙1を用いて、入場料等の内訳をお示ください。</u> <u>※参考別紙2を用いて、参加者の内訳をお示ください。</u> ・様式3 要件確認申立書 ・（別紙）債権者登録申請書（補助金振込先口座登録のため） ・通帳またはキャッシュカード（金融機関名・支店名・口座名義・口座番号が確認できる面）の写し <u>※口座名義のカナが分かる面の写しを提出してください。</u> ・子ども食堂が配布する参加者への案内チラシがあれば添付（任意） ＜補助事業完了後＞【子ども食堂等から<u>大阪府</u>へ】 補助事業完了後 <u>30日以内</u>に、以下の書類をご提出ください。 <u>※令和9年3月15日以降に事業完了された場合は、令和9年4月15日まで。</u> ・様式6 事業実績報告書 ・様式6別紙 精算額内訳書・参考別紙 <u>※参考別紙を用いて、入場料等の内訳をお示ください。</u> ・様式第6号別紙2 参加者リスト ・領収書の写し（※）（宛名、支払日、参加人数及び単価、内容、代金、販売店が明記されているもの） （※）納品書、請求書、購入明細書、振込受領証など、領収書以外の書類のみでの提出は受理できませんので、ご注意ください。 ※ただし、交通費のうち公共交通機関で領収書の出ないものについては添付不要 ※保険料の補助対象人数について、事業当日に実際に参加された方のみを補助対象とさせていただきますので、ご注意ください。（6頁参照） ・写真等があれば添付（任意） ＜交付決定後、事業実施前に事業内容を変更した場合（※）＞【子ども食堂等から<u>大阪府</u>へ】 ・様式4 変更承認申請書 <u>※事業内容の変更により事業費に変更が生じる場合は手続きが必要のため、事前にご相談ください。</u> ＜交付決定後、事業を中止（廃止）した場合＞【子ども食堂等から<u>大阪府</u>へ】 ・様式5 事業中止（廃止）承認申請書
------	---

手続き
(フロー)



体験活動を実施し、実績報告書をご提出いただいた後に、補助金を支給いたします。
※手続きでご不明な点がございましたらご相談ください。

その他

- 以下の場合は、補助金を交付できないことがありますのでご了承ください。
 - ・予算の限度額に達した場合
 なお、申請が同時期に多数あり、選考する必要が生じた場合は、次の順位により選定します。
 ＊開催頻度の月間回数が多い順
 ＊開催時間の長い順（月間）
- 交付決定後、参加人数の増加による事業費の変更がある場合は、**事業実施前に変更承認申請書を提出し、変更承認通知を受けてから**事業実施してください。
- 実績報告時、**領収書の写し**(※)（物品の購入日、購入品名、代金、数量、販売店が明記されているもの）
 (※)納品書、請求書、購入明細書、振込受領証など、**領収書以外の書類のみでの提出は受理できませんので、必ず領収書を発行してもらってください。**
- お支払い時、**ポイントカード等を使用しないようご注意ください。**
 ポイント付与された場合は、**その金額相当分を補助対象外経費として減額し**、その残額を補助対象経費として取り扱います。
- 交付決定前に支払いや体験事業を行った場合は、補助の対象となりません。**
- 子ども食堂等 1 団体あたり申請できる事業は 2 事業（2 回の体験活動）までですが、より多くの団体に本事業を活用いただくため、2 事業目の申請は、1 事業目を実施し、本府への実績報告書の提出を確認できてからの受付とさせていただきます。**

(体験事業に関するよくあるご質問)	Q1	クレジットカードやキャッシュレス決済は使用可能ですか？	A1	使用可能です。 ただし、領収書は必ず発行してもらってください。
	Q2	食費も含めてよいですか？	A2	体験を目的としているため、食費は不可（お菓子・お弁当・レストラン等を含む）です。 ただし、バーベキューや飯盒炊爨のように体験と一体とみなせる場合は、対象（酒類を除く飲み物を含む）です。
	Q3	大阪府外からの参加者は対象となりますか？	A3	大阪府内の子ども食堂を対象としているため、対象外となります。
	Q4	参加者リストは、全員のフルネームが必要ですか？	A4	必要です。安全確保の観点からも、体験実施時に参加者全員の把握をお願いします。
	Q5	高速道路代は対象経費となりますか？	A5	対象経費となります。 ただし、領収書は必ず発行してもらってください。
	Q6	レンタカーは使用可能ですか？ また、ガソリン代は、対象ですか？	A6	レンタカー代も交通費として対象となります。 ガソリン代は、レンタカーであれば対象ですが領収書が必要です。 マイカーのガソリン代は、切り分けが困難であるため対象外とさせていただきます。
	Q7	当日に行けなくなった場合の入場料は対象となりますか？	A7	当日に行けなかった場合の入場料は、対象外となります。前売り券を購入済でも対象外となるため、できる限り当日券の購入をお願いします。
	Q8	当日に行けなくなった方の分の保険料は、対象となりますか？	A8	当日に行けなかった方の保険料は、対象外となります。実際に体験に参加し、かつ参加人数上限までの対象者分のみ対象とします。そのため、当日までに保険加入済でも対象外となるため、当日の参加人数が確定してからの保険加入をお願いします。
	Q9	交付決定以降、追加で費用がかかったのですが、実績報告時に増額した内容で提出した場合、増額分も補助されますか？ （例:参加者人数の増等）	A9	実績報告時に増額した内容で提出していただいても、交付決定額を超えて、増額分を補助することはできません。

(体験事業に関する)よくあるご質問	Q10	申請段階では、参加人数の把握ができないため、多く概算した人数を申請しても良いでしょうか。	A10	より多くの団体に本事業を活用していただくため、参加が決定している人数でご申請いただきますよう、ご協力をお願いします。
	Q11	実績報告書はいつまでに提出すればよいですか。	A11	事業完了後 30日以内 にご提出ください。 なお、令和9年3月15日以降に事業完了された場合は、 令和9年4月15日までにご提出ください。

<連絡先>

大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課 事業推進グループ

・体験に関する事業担当：町矢

TEL 06-6944-7108 (直通)

Mail kodomo-mirai@gbox.pref.osaka.lg.jp